

# 佐賀県公用車広告掲出申込書

公用車に広告を掲出したいので申し込みます。

オモテ

申込年月日	平成 年 月 日	希望車両番号	
申込み掲出月	平成 年 月から平成 年 月まで	合計月数 ヶ月	
申込者所在地	〒□□□-□□□□		
名称 (氏名)		印	
業種	※業種名は、佐賀県有料広告掲載基準第4条で表示している名称（又はそれに近いもの）でご記入ください。該当する名称がない場合は、「〇〇〇〇関係」など、業務内容等で記入されても結構です。		
代表者職氏名			
連絡先電話番号	( ) -		
担当者部署			
担当者氏名			
広告掲出料（総額）	¥ 円 (消費税及び地方消費税を含む)		
広告の内容	1. 広告掲出する商品名、サービス名等 2. 1の商品、サービス等の内容（分かりやすく） 3. 1について、公用車広告でどのようにPRしますか（例：〇〇の商品画像と〇〇の商品説明）。画像イメージがある場合は、添付してください。		

【ウラ面へお進みください。】

- (注) 1 申込の際は、「佐賀県有料広告掲載要綱」「佐賀県有料広告掲載基準」「佐賀県公用車広告募集要領」をよくご覧ください。
- 2 広告掲出料は3,150円/台・月（消費税及び地方消費税を含む）です。  
連続する12月以上で申込の場合、上記料金によらず、割引料金として、2,625円/台・月（消費税及び地方消費税を含む）とします。
- 3 広告の内容は、具体的に記入してください。
- 4 広告掲出申込みに含まれる個人情報、広告募集に関する審査等のみに利用することとし、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。  
詳しくは、佐賀県ホームページの佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム  
<http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacypolicy.html>をご覧ください。

チェック欄	該当する項目にチェックをしてください。 (佐賀県有料広告掲載要綱と佐賀県有料広告掲載基準をご覧ください)
	<p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団のほか、掲載基準第2条（1）のイからキに該当するものでない。</p> <p><input type="checkbox"/> 反社会的団体又はこれに関連すると認めるに足りる相当の理由があるものでない。</p> <p><input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するものでない。</p> <p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するものでない。</p> <p><input type="checkbox"/> 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に該当するものでない。</p> <p><input type="checkbox"/> たばこに関するものでない。</p> <p><input type="checkbox"/> とばく（公営競技及び宝くじを除く。以下同じ。）に関する業種でない。</p> <p><input type="checkbox"/> 銃砲刀剣類その他の危険物に関するものでない。</p> <p><input type="checkbox"/> 投機的商品に関する業種でない。</p> <p><input type="checkbox"/> 債権取立て、示談引受け等に関する業種でない。</p> <p><input type="checkbox"/> 社会問題を起こしている業種又は事業者でない。</p> <p><input type="checkbox"/> 私的な秘密事項の調査を業とするものでない。</p> <p><input type="checkbox"/> 法律に定めのない医療類似行為に係るものでない。</p> <p><input type="checkbox"/> 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するものでない。</p> <p><input type="checkbox"/> 募金又は寄付金の募集に関するものでない。</p> <p><input type="checkbox"/> 破産者で復権を得ないもの、又は会社更生法もしくは民事再生法に基づく更生若しくは更生の手中のもので、かつ広告を見た者に損害を与えるおそれのあるものでない。</p> <p><input type="checkbox"/> 各種法令に違反、若しくは営業等について必要な届出又は許認可を受けていないものでない。</p> <p><input type="checkbox"/> 行政機関から指導を受け、改善がなされていないものでない。</p> <p><input type="checkbox"/> 県から指名停止措置を受けているものでない。</p> <p><input type="checkbox"/> 違法又は不適當な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けているものでない。</p> <p><input type="checkbox"/> 県税を滞納しているものでない。</p> <p><input type="checkbox"/> 広告内容は掲載基準第3条の各号に該当せず、また、第4条の各号（業種ごとの基準）に留意したものとします。</p>